

各障がい福祉サービス等事業者 代表者 殿

福岡県福祉労働部障がい福祉課  
障がい福祉サービス指導室長**福岡県福祉・介護職員処遇改善支援事業の実施及び賃金改善開始の  
報告について**

平素より、障がい福祉行政に御協力、御理解いただき、ありがとうございます。

さて、国において、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）により、福祉・介護職員等を対象に賃金改善を行う障がい福祉サービス等事業者を対象とした「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」が創設されました。

本県では、この交付金を活用し、障がい福祉サービス事業所等で働く職員の処遇改善を支援するために、標記事業を実施いたしますので、下記のとおり御対応いただくようお願いいたします。

## 記

**1 事業概要**

- ・既に福祉・介護職員の処遇改善に取り組んでいる福岡県内の下表のサービスを行う施設・事業所が、令和4年2月から更にベースアップ等（※）の賃金改善を実施する場合の当該賃金改善の一部を助成する。

系 統	サ ー ビ ス 種 類
居宅訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、 重度障がい者等包括支援
日中活動系	療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、 就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型
児童通所系	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、 居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援
入所系	施設入所支援、共同生活援助、短期入所、 福祉型障がい児入所施設、医療型障がい児入所施設

※ベースアップ等とは、「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引き上げをいいます。

- ・事業の対象期間は令和4年2月から同年9月までとする。10月以降は臨時の報酬改定を行い、同様の措置が継続される予定。

## 2 交付要件の概要

- (1) 令和4年2月サービス提供分時点で福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのいずれかを取得していること。
- (2) 原則として、令和4年2月分から賃金改善を実施すること。ただし、就業規則等の改正が間に合わない場合は、3月分とまとめて2月分の賃金改善を一時金等で行うことも可能とする。
- (3) 補助金の全額を賃金改善に充てること。かつ、令和4年2月から9月までの賃金改善の合計額の3分の2以上をベースアップ等に充てること。
- (4) ベースアップ等に充てた額以外の方は、賞与・一時金等による賃金改善に充てることで、補助金の額を上回る賃金改善を行うこと。

## 3 交付額の算定

- ・各事業所の総報酬に、サービス毎に設定した交付率を乗じた額が交付額となります。
- ・各事業所が受け取る補助金の額が令和4年2月～9月サービス提供分まで毎月算定されます。（ただし、令和4年2月～4月サービス提供分はまとめて6月に支給。5月サービス提供分以降は毎月支給）
- ・総報酬には、加算・減算に加え、処遇改善加算と特定処遇改善加算分が含まれます。

(交付率)

サービス区分	交付率
居宅介護	3.6%
重度訪問介護	3.6%
同行援護	3.6%
行動援護	3.6%
重度障害者等包括支援	3.6%
生活介護	1.1%
施設入所支援	2.6%
短期入所	2.6%
療養介護	2.6%
自立訓練（機能訓練）	1.7%
自立訓練（生活訓練）	1.7%
就労移行支援	1.3%
就労継続支援A型	1.3%
就労継続支援B型	1.3%
共同生活援助（指定共同生活援助）	2.4%
共同生活援助（日中サービス支援型）	2.4%
共同生活援助（外部サービス利用型）	2.4%
児童発達支援	1.9%
医療型児童発達支援	1.9%
放課後等デイサービス	1.9%
居宅訪問型児童発達支援	1.9%
保育所等訪問支援	1.9%
福祉型障害児入所施設	3.5%
医療型障害児入所施設	3.5%

注 障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスと同じ交付率を適用する。

## 4 補助金の手続き

### (1) 賃金改善開始の報告

令和4年2月より賃金改善に取り組み、事業の補助を受ける場合は、「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に係る賃金改善開始の報告」を行ってください。

ア 報告方法	ふくおか電子申請サービスによる申請（事業所番号毎に申請） 申請 URL はホームページにてお知らせします。
イ 申請期間	令和4年2月9日（水）～令和4年2月28日（月）

### (2) 福祉・介護職員処遇改善支援事業計画書の提出

令和4年4月15日までに福祉・介護職員処遇改善支援事業計画書を提出してください。受付開始時期、様式等は後日お知らせします。

### (3) 補助金の交付

補助金は、福岡県国民健康保険団体連合会を通じて6月以降に交付します。

### (4) 福祉・介護職員処遇改善支援事業実績報告書の提出

令和5年1月15日までに福祉・介護職員処遇改善支援事業実績報告書を提出してください。受付開始時期、様式等は後日お知らせします。

## 5 その他

- (1) 補助金の申請、交付等については、指定権者を問わず、福岡県内に所在する施設・事業所は福岡県で行いますので、特に、北九州市、福岡市及び久留米市所在の施設・事業所は御留意ください。
- (2) 事業の詳細は、別添のリーフレット及びQ&Aを確認していただく他、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金コールセンターを御活用ください。
- (3) 国からの通知やQ&A等については、随時県のホームページに掲載いたしますので、適宜御確認ください。

URL:<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/syougai-syogukaizen-tokureikoufu.html>

又は「福岡県 障がい 処遇改善支援」で検索

#### ○問い合わせ先

(制度について)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部内

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金コールセンター

電話番号：03-5253-1111

(内線：3698・3699)

(受付時間：平日10:00～16:00)

※問合せ状況に応じて、体制を変更する場合があります。

(本通知について)

福岡県福祉労働部障がい福祉課

障がい福祉サービス指導室 指定係

電話：092-643-3312